

令和7年6月18日

質問者 様

寒河江市長 齋藤 真朗

令和7年度寒河江市防災行政無線更新設計業務に係る質問に対する回答書

No	質問事項	回答
1	<p>【公告及び仕様書について】</p> <p>「山形県内に拠点を持つこと」とありますが、仙台市内から貴市へは1時間強でアクセスが可能です。つきましては、仙台市内の拠点も要件としてお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>かかる要件は本業務に必要なものとして設定したものである。</p> <p>また、公告後に要件の変更・緩和を認めてしまうと、公告や仕様書を確認して当該要件に当てはまらなないと判断し入札への参加を表明しなかった事業者との著しい不公平を招く恐れがある。</p> <p>したがって、当該要件の変更や緩和はしない。</p>
2	<p>【公告及び仕様書について】</p> <p>「国土交通省から建設コンサルタント（電気電子部門）の登録を受けている者」とありますが、防災行政無線の設計コンサルタント業務を行うにあたり、同登録は義務化されている制度ではありません。つきましては、貴市の入札参加資格者名簿において、「建設コンサルタント」の「電気電子」部門に登録されていることをもって、要件を満たすものとお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>回答1と同様。</p>

3	<p><b>【公告及び仕様書について】</b></p> <p>「一級建築士事務所の登録を受けている者」とありますが、本業務の主題は無線システムの設計であるため、受注者が必ずしも建築士事務所の登録を受けている必要性はないと思います。</p> <p>建築基準法に関わる技術検討が必要な場合には、然るべき外注先への再委託を行いますので、本要件の削除をお願いいたします。</p>	回答 1 と同様。
4	<p><b>【公告及び仕様書について】</b></p> <p>「測量業者の登録を受けている者」とありますが、本業務の主題は無線システムの設計であるため、受注者が必ずしも測量業者の登録を受けている必要性はないと思います。</p> <p>本業務において測量が必要となった場合には、然るべき外注先への再委託を行いますので、本要件の削除をお願いいたします。</p>	回答 1 と同様。
5	<p><b>【公告及び仕様書について】</b></p> <p>管理技術者は「山形県内に在籍していること」とありますが、質問 1 と同様の観点から仙台市内の拠点への在籍も要件としてお認めいただけないでしょうか。</p>	回答 1 と同様。
6	<p><b>【公告及び仕様書について】</b></p> <p>照査技術者は「山形県内に在籍していること」とありますが、質問 1 と同様の観点から仙台市内の拠点への在籍も要件としてお認めいただけないでしょうか。</p>	回答 1 と同様。

7	<p><b>【公告及び仕様書について】</b></p> <p>「放送室及び附帯設備の設計には受注者が直接雇用する一級建築士に従事させ」とありますが、建築基準法に関わる技術検討が必要な場合には、外注先となる一級建築士事務所を選定し、仕様書第1章第14に定められる再委託の禁止に抵触しないよう、事前に発注者の承認を受けてから再委託を行いますので、本要件の削除をお願いいたします。</p> <p>なお、再委託を行った場合でも、設計責任は再委託元である受注者にあることは承知いたしております。</p>	<p>回答1と同様。</p>
---	--	----------------

以上